

令和2年9月10日

第3回水俣市農業委員会

第3回水俣市農業委員会

1	開催場所	水俣市役所仮庁舎 2階「第二会議室」																												
2	開催日時 開会 閉会	令和2年9月10日 9時30分 10時30分																												
3	出席委員																													
	農業委員	14名	1番	坂本 隆司 君	8番	中村 清治 君	2番	松田 時義 君	9番	廣島 康雄 君	3番	森口 信二 君	10番	松本 公昭 君	4番	山澤 親徳 君	11番	渕上 正嗣 君	5番	田畑 和雄 君	12番	前田 仁 君	6番	金田一 充章君	13番	戸次 治夫 君	7番	稲田 祐市 君	14番	元村 善二 君
	推進委員	0名																												
4	欠席委員																													
	農業委員	0名																												
	推進委員	14名	15番	平松 明子 君	22番	坂口 新一 君	16番	蒔元 政廣 君	23番	山口 初憲 君	17番	竹下 正治 君	24番	池田 郁雄 君	18番	竹本 孝幸 君	25番	原田 隆義 君	19番	山内 秋光 君	26番	森下 義孝 君	20番	溝口 幸一 君	27番	下鶴 信雄 君	21番	安田 昌一 君	28番	古里 君広 君
5	議事日程																													
	第1	議事録署名委員の選出																												
	第2	報告事項(1) 農用地利用配分計画の認可について 報告事項(2) 合意解約通知について 報告事項(3) 許可不要転用について 議第10号 現況農地認定について 議第11号 農地法第3条の許可申請について 議第12号 農地法第5条の許可申請について 議第13号 農用地利用集積計画の申出について																												
6	農業委員会事務局																													
	局長	本田 聖治																												
	局次長	大川 尊																												
	参事	本村 広揮																												
	参事	松原 真樹																												

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>それでは、只今より第3回水俣市農業委員会会議を開催いたします。本日の出席委員は14名でございます。よって農業委員等に関する法律第27条3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>本日の署名委員は、6番金田一委員、7番稲田委員にお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本日は出席を控えていただきましたのでご了承ください。</p> <p>ここで、報告事項に入る前に、農業委員会憲章を、指名した委員に読み上げていただきます。</p> <p>本日は、2番松田委員に、お願いします。</p>
<p>2番委員 (松田時義君)</p>	<p>・農業委員会憲章</p> <p>一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について御説明申し上げます。</p> <p>報告事項(1)農用地利用配分計画の認可についてでございます。</p> <p>議案書は1ページになります。3件でございます。</p> <p>本件は、令和2年7月10日の第37回会議で、水俣市のそれぞれの貸人から、熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申し出について、御審議、御承認いただいた土地になります。</p> <p>記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への賃借について、8月4日付けで熊本県知事から認可されましたので、御報告申し上げます。</p> <p>土地の所在、現況地目、面積は、記載のとおりです。</p> <p>基盤整備中の区域ですので、仮地番となっております。</p> <p>期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日までの1</p>

	<p>0年となっております。</p> <p>利用目的は、全て水田で、借り賃は記載のとおりでございます。</p> <p>利用権の種類は、全て賃借権となっておりますが、内2件は、物納となっております。</p> <p>場所は、2ページに、記載しておりますので、御確認ください。</p> <p>次に、報告事項(2)合意解約通知についてでございます。</p> <p>議案書は、3ページになります。1件でございます。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりでございます。</p> <p>借りられていた農地の一部について、新たな借人に変更するため合意解約したものです、この件につきましては、後程、議第13号において御審議いただくこととなっております。</p> <p>位置につきましては、議案書記載のとおり。</p> <p>次に、報告事項(3)許可不要転用についてでございます。</p> <p>議案書は、5ページになります。1件でございます。</p> <p>届出人、土地の所在は、記載のとおりでございます。</p> <p>地目は、台帳、現況ともに畑で、面積は2, 116㎡の内、191.40㎡です。</p> <p>理由は、農業用作業場を建築するためで、施設概要は農業用作業場1棟でございます。建築面積は92㎡となっております。</p> <p>場所は、6ページに記載しております。</p> <p>施設配置図は、7ページに記載しておりますのでご覧ください。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第10号、現況農地認定について議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
14番委員 (元村善二君)	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、14番、元村委員。</p>
14番委員	<p>おはようございます。現況農地認定について、御説明させていただきます。</p> <p>番号1。申請人、土地の所在、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳山林です。現況は果樹園です。デコポンと甘夏が栽培されています。面積は3筆合わせまして、26,053㎡です。今回の申請に至った理由は、昭和55年頃から耕作を行い、農地として利用しています。</p>

	<p>この辺一帯はですね、ほとんどのミカン園が山林の状態になっている所がおおございます。</p> <p>9月5日に現地調査を、事務局2名、私と溝口推進委員の4名で行いました。今回、本人は、コロナの関係で参加されておりません。</p> <p>場所は、議案書記載のとおり。</p> <p>現地調査をした結果、ミカン園は良く管理されており、農地として問題ないと思っております。ここには、デコポンハウスも建てられており、良く管理されておる状態でしたので、農地法第2条第1項に該当するため、許可要件を満たしておりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第10号、現況農地認定については、認定してもよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしというものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第10号、現況農地認定につきましては、農地法第2条第1項の農地に該当するため、認定することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第11号、農地法第3条の許可申請について議題と致します。</p> <p>1番は私のところですので、私が説明いたします。</p>
議 長	<p>農地法第3条の許可申請の1番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目、台帳は畑、現況、荒地でございます。面積は2筆合わせまして1,755㎡でございます。</p> <p>譲受人の状況としましては、田畑合わせまして3,596㎡でございます。したがって、下限面積の申請地の合計面積が40アールを超えております。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。</p> <p>その前に、土地の使用計画書がでておりますので、ここで説</p>

	<p>明したいと思います。</p> <p>使用用途は、杉。品種特定母樹園。県指定の花粉の少ない指定品種の母樹園でございます。</p> <p>苗木生産登録許可をいただいております。</p> <p>現在、ヒノキ苗木生産を行っておりますが、今回の県の補助事業の肥料、花粉の少ない杉苗に、生産拡大の申請をしています。</p> <p>今回の事業で、現在荒地となっている本件の土地を購入し、母樹園としてまいりたいと考えております。</p> <p>杉の木を植えていますが、高さを2 m以下にし、差し木の穂をとるのを目的とされています。</p> <p>間隔を広めて、育つようにします。</p> <p>母樹園が出来上がる5年後に、7万本から10万本を予定しておられます。</p> <p>今後、杉の苗の生産業者も減る事が予想されますので、事業を続けて行く際に品種確定法人が必要となりますので、よろしくお願ひします。と申すことで計画書がでています。</p> <p>土地の所在は、14ページをご覧ください。</p> <p>去年の10月から2月にかけて、きちんと紐がしてあって、ユンボできれいに整備されております。</p> <p>今、草は生えておりますが、またユンボが最近入っていました。</p> <p>従いまして、農地法第3条の第2項の各号に該当しない為、許可要件は満たしておりますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>次をお願ひします。</p>
<p>6番委員 (金田一充章君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>6番、金田一委員。</p>
<p>6番委員</p>	<p>議第11号、農地法第3条の許可申請2番と3番についてご説明をいたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は、議案書13ページの2番と3番に記載のとおりです。</p> <p>譲受人は同一で、譲渡人が2件別となっております。</p> <p>申請地の土地所在地は13ページ及び15ページと16ページの地図のとおりです。</p> <p>面積は、合算で6,320㎡です。</p>

	<p>現地調査を、9月5日に事務局2名、譲受人、行政書士事務所の方、推進委員と私の6名で行いました。</p> <p>周辺は、ここ十数年で遊休農地から荒廃化していて、イノシシの住み家や竹やぶになっている所もあります。ということで、申請地も、先日農地利用の調査のおりには、いずれも荒廃地または原野という状況でしたが、譲受人自ら重機を操縦し、御夫婦で整地作業を行われ、現地調査当日には、申請地については、ほぼきれいになっていました。</p> <p>譲受人の耕作面積は、9年前から借りて耕作し、4年前に購入した自作地の4,013㎡があって、下限面積要件は、すでに満たしております。譲受人は、自営業でしたが息子さん夫婦にこれを譲り、現在では専業で農業をされています。</p> <p>これからは、楽しく農業をして暮らしていきたいとおっしゃっていました。</p> <p>近くに農機具の倉庫をお持ちなので、10分もかからずに申請地に通作は可能です。パワフルで作業効率もとても良い方でした。</p> <p>3条2項に該当する事案は見受けられませんでしたので、許可要件は満たしているものと思われれます。</p> <p>御審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	次をお願いします。
5 番委員 (田畑和雄)	はい、議長。
議 長	5番、田畑委員。
5 番委員	<p>おはようございます。</p> <p>議第11号、農地法第3条の許可申請について説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳現況ともに畑。面積は549㎡。</p> <p>譲受人の状況としましては、耕作地は8,077㎡。構成員は、譲受人と奥様の2名。</p> <p>申請地は17ページです。</p> <p>ちょうど、今色々、ユンボを入れたり石垣積んだりしていますが、大変きれいにある程度はなっております。そういうことで要件は満たしておられると思われれますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

	以上です。
議 長	関係委員より詳しくご説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんでしょうか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第11号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第11号、農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。
議 長	次に移ります。 議第12号、農地法第5条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
9番委員	はい、議長。
議 長	はい、9番、廣島委員をお願いします。
9番委員 (廣島康雄君)	5条申請につきまして説明いたします。 議案書は19ページでございます。1番です。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 地目は台帳畑、現況は一部宅地になっております。 面積は247㎡です。 現地調査を9月5日に、譲渡人、事務局2名、平松委員と私の5名で行いました。 申請地は、20ページと21ページでございます。 農地の区分は、第3種農地とみなされます。 転用理由、施設概要、資金計画は、議案書記載のとおり。 申請地のまわりは住宅地で、問題ないかと言うことで見てまいりました。 転用の目的からして問題ないものと考えております。転用面積の妥当性につきましては、現地調査した時に、図面と合わせて確認しておりますので、問題ないものと考えております。 以上、現地調査及び転用にかかる許可基準から、なんら問題

	<p>ないものと思われまますので、御審議のほどよろしくおねがいします。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第12号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第12号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として許可相当と決定いたします。</p>
議 長	<p>次に移ります。</p> <p>議第13号、農用地利用集積計画の申し出について、を議題といたします。</p> <p>まず、1番か9番までの議案を審議した後、10番から12番の議案を審議します。</p> <p>1番から9番までの関係委員の、説明をお願いします。</p>
4番委員 (山澤親徳君)	<p>はい議長。</p>
議 長	<p>はい、4番、山澤委員をお願いします。</p>
4番委員	<p>おはようございます。</p> <p>議第13号、農用地利用集積計画の申出について、利用権は新規設定でございます。1番について説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、台帳現況ともに畑です。面積は、2筆合わせまして1,740㎡です。</p> <p>始期終期は、令和2年10月1日より令和7年9月30日まで。期間は5年間。利用目的は玉葱です。借賃は無償です。</p> <p>利用権の種類は、使用貸借権でございます。</p>

	<p>借人の経営面積は、自作地が410㎡、借入地が2,850㎡となっております。</p> <p>世帯員は2名で、農業に従事され、全部効率よく利用されています。</p> <p>申請地は26ページをご覧ください。</p> <p>周辺は、水田と畑となっております。借人の状況につきましては、奥さんと2人でサラダたまねぎを栽培されていて、今回経営拡大を図りたいということでした。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると思われますので、御審議のほどよろしくおねがいします。</p> <p>これで、説明を終わります。</p>
9番委員	はい、議長。
議長	はい、9番、廣島委員にお願いします。
9番委員	<p>農用地利用集積計画の申出について2番の説明をします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳現況とも畑です。面積は226㎡です。</p> <p>始期終期は、令和2年10月1日より令和7年9月30日までの5年です。</p> <p>利用目的は、玉葱栽培。借賃は玉葱を全体で1箱、10kgでございます。</p> <p>利用権の種類は、賃借権で物納でございます。</p> <p>借人の経営面積は、自作地が9,150㎡、借入地が2,974㎡です。合計の12,124㎡です。</p> <p>借人は、専業で農業をずっとされておりまして。</p> <p>以上ですので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると思われますので、御審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p>
14番委員	はい、議長。
議長	はい、14番、元村委員にお願いします。
14番委員	<p>農用地利用計画の3番から5番の説明を申し上げます。</p> <p>3番。貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳現況とも畑です。面積は2筆合わせて564㎡で</p>

	<p>す。</p> <p>もう1筆が、地目が台帳現況ともに田です。面積が436㎡。3筆合計1,000㎡です。</p> <p>始期終期が、令和2年10月1日から令和12年9月30日までの10年間です。</p> <p>利用目的は玉葱です。</p> <p>借賃は無償で使用貸借権です。</p> <p>経営面積は自作地654㎡。借入地は3,154㎡です。</p> <p>従事者は、奥さんと2名です。</p> <p>場所は、28、29ページをご覧ください。</p> <p>借人は、お仕事をやめられてから、玉葱と米の栽培をされております。一生懸命にやっておられますので、なんら問題ないと思います。</p> <p>よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると思われまますので、御審議よろしく願いいたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>4番、5番です。</p> <p>4番の貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳現況とも田です。面積1,997㎡。</p> <p>5番の貸人、土地の所在、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳現況とも畑です。面積が478㎡です。</p> <p>4番、5番とも始期終期は、令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間です。水稻と玉葱です。</p> <p>ここは、物納でやっておられまして、4番が、全体でもみ100kg、5番が、玉葱50kgだそうです。利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借人、記載のとおり。</p> <p>現地は、30、31ページをご覧ください。</p> <p>よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると思われまますので、御審議よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
5番委員	はい、議長。
議長	はい、5番、田畑委員にお願いします。
5番委員	議第13号、農用地利用集積計画の申出について、利用権新規を御説明いたします。

	<p>6番から9番までです。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目台帳現況ともに畑。面積は、2筆合わせまして3,101㎡です。</p> <p>始期終期は、令和2年10月1日から令和7年9月30日の5年間です。</p> <p>利用目的は果樹。借賃無償。利用権の種類は、使用貸借権。</p> <p>借人は、経営面積は10,626㎡と書いてありますが、実際は25丁位作っているという話です。</p> <p>申請地は32ページをご覧ください。</p> <p>次は7番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、台帳現況ともに畑です。面積は、6筆合わせまして2,399㎡です。</p> <p>始期終期は、令和2年10月1日から令和12年9月30日までの10年間です。利用目的は果樹。借賃無償。利用権の種類は、使用貸借権ということで、これは、貸人が仕事が出来ないということです。</p> <p>申請地は33ページ。</p> <p>次、8番。貸人、土地の所在、議案書記載のとおり。</p> <p>地目、台帳現況ともに畑です。面積は8筆合わせまして9,277㎡。</p> <p>始期終期は、令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間です。利用目的は果樹。借賃は全体で35,000円。利用権の種類は、賃借権と言うことになります。</p> <p>申請地は、34ページです。</p> <p>次は9番。貸人、土地の所在、議案書記載のとおり。</p> <p>地目、台帳現況ともに畑。面積5,901㎡。</p> <p>始期終期は、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間です。</p> <p>利用目的は果樹。借賃は全体で50,000円。利用権の種類、賃借権です。</p> <p>申請地は35ページになります。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>これで説明終わります。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>

議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第13号、農用地利用集積計画の申し出についての1番から9番までについては、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第13号、農用地利用集積計画の申し出についての1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。
議 長	次に、10番から12番を審議いたします。 なお、借人である元村委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、元村委員の退場をお願いします。
	(元村委員退場) 10時19分
議 長	関係委員の説明をお願いします。
5番委員	はい、議長。
議 長	はい、5番、田畑委員をお願いします。
5番委員	議第13号、農用地利用集積計画の申出について、利用権新規を御説明いたします。 25ページ、10番から12番まで説明いたします。 まず10番。貸人、借人、土地の所在、議案書記載のとおり。地目は、1筆が畑、もう1筆が田です。面積は、2筆合わせまして1,572㎡。 始期終期は、令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間です。 利用目的は、玉葱と米。借賃は無償。利用権の種類は使用貸借権です。 申請地は、議案書記載のとおり。 11番です。貸人、土地の所在、議案書記載のとおり。地目は、台帳現況とも畑です。面積は3,765㎡。 もう1筆が、地目は、台帳現況とも畑です。面積は243㎡です。 始期終期は、令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間です。

	<p>利用目的は玉葱。借賃は無償。利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>申請地は32ページです。</p> <p>次は、12番。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、1筆が畑、2筆が田です。面積は、3筆合わせまして936㎡。</p> <p>始期終期は、令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間です。利用目的は玉葱。借賃は無償。利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>借人は、90歳までは頑張りたいと一生懸命頑張っておられますが、経営面積は、自作地が1,580㎡、借入地は2,175㎡ということです。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>これで説明終わります。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第13号、農用地利用集積計画の申し出についての10番から12番については、承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第13号、農用地利用集積計画の申し出についての10番から12番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>元村委員の入場を認めます。</p>
	<p>(元村委員 入場) 10時28分</p>
議 長	<p>これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第3回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員